

平成30年度（2018年度）吹田市立高齢者いきいの家運営審議会議事録

- 1 開催日時 平成31年（2019年）1月11日（金）
午後1時00分～午後1時59分
- 2 開催場所 吹田市立高齢者いきいの家多目的ホール
- 3 案件（1） 会長・副会長の選任について
（2） 高齢者いきいの家について
（3） 高齢者いきいの家の指定管理について
（4） その他
- 4 出席者委員 志野泰子会長（大和大学保健医療学部 教授）
久堀求副会長（岸部地区連合自治会 会長）
新子照夫委員（高齢者いきいの家利用者 花水木代表）
山本希久子委員（高齢者いきいの家利用者 なでしこ代表）
大庭健委員（吹田市民生・児童委員協議会岸部地区委員会 委員長）
川口紀子委員（吹田市岸部地域包括支援センター センター長）
原田謹造委員（吹田市きしべ地域人権協会 会長）
関口哲生委員（公募委員）
事務局 後藤福祉部長、中川福祉部次長、森田高齢福祉室長、
西澤高齢福祉室参事、伊藤高齢福祉室主幹、
唐崎高齢者いきいの家所長、下村高齢者いきいの家主査
- 5 傍聴者 0名
- 6 議事内容
 - (1) 委員の委嘱
 - (2) 事務局あいさつ
 - (3) 運営審議会委員紹介と事務局職員紹介
 - (4) 会長及び副会長の選任（案件1）
吹田市立高齢者いきいの家条例施行規則第12条に基づき、会長及び副会長を互選により選任。
 - (5) 高齢者いきいの家について（案件2）
会長 案件2「高齢者いきいの家について」事務局から説明を求めます。
事務局 「高齢者いきいの家について」資料1、2、3、4-1、4-2、5に添って説明。

委員 行事利用状況表で、テレビ・雑談の人数が多いですが、どのように集計されていますでしょうか。次に平成30年度の利用状況が平成29年度に比べて少ないですが、まだ済んでいないところがあるからでしょうか。次に決算ですが、人件費とか消耗品は必要なものですが、委託料のところで消防設備保守点検委託料の額が多いように思いますが、どのような事情があるのでしょうか。

会長 委員から3点の質問がありましたので、事務局からの説明を求めます。

事務局 まず、テレビ・雑談の集計方法でございますが、高齢者いこいの家を御利用される皆様に窓口で備え付けの「使用簿」に記入していただいています。その年間延人数がテレビ・雑談の人数になります。次に平成30年度の利用が少ないのは、1年を通したものではなく、4月から11月までの集計数になるためです。次に委託料で消防設備保守点検委託料金額が多いという御指摘ですが、実際には警備業務委託料、清掃業務委託料、その他などを含めた総額になり、消防設備保守点検委託料だけですと30,000円未満の委託金額になります。資料5に委託料（消防設備保守点検委託料 他）3,425,927円と記載したため、誤解を招いてしまいました。申し訳ございませんでした。

委員 わかりました。

委員 歳出はお聞きしましたが、歳入の報告はないのでしょうか。

事務局 高齢者いこいの家は無料で御利用いただいていますので、利用料を徴収していませんので歳入は基本的にございません。

委員 市からの補助金もないのでしょうか。

事務局 高齢者いこいの家に係る運営経費はすべて市で賄っております。財源は市税収入をあてています。市直営の施設であります。

委員 青少年クリエイティブセンターでは歳入の項目がありました。

事務局 青少年クリエイティブセンターは使用に係る利用料があるため、高齢者いこいの家は、当初から利用料を徴収していないためです。

事務局 委員は、予算があつて、決算があるということをおっしゃっていると思いますが。

委員 そうです。

事務局 予算・決算の対比表があればわかりやすいということと思いますが、今回資料作成にあたり決算だけの資料を作成いたしました。

委員 わかりました。

(6) 高齢者いこいの家の指定管理について（案件3）

会長 続きまして案件3「高齢者いこいの家指定管理について」事務局の説明を求めます。

事務局 資料6に添って高齢者いこいの家指定管理について説明。

委員 指定管理者制度になれば運営審議会はなくなるのですか。

事務局 指定管理者制度が導入されますと、通常は選定委員会を立ち上げて運営について審議させていただく機会がありますし、同じような目的での審議会の設置はいたしません。今まで指定管理者制度を導入した施設においては、運営審議会は廃止されています。

委員 次回で指定管理者が決まるのですか。

事務局 そのことにつきましては、選定委員会を設置してその中で指定管理者を決定し、議会の承認をいただくということになります。指定管理者を選ぶのは選定委員会で、運営内容につきましても選定委員会で御意見を伺うことになります。

委員 資料6の3行目に民間事業者や地域団体も含めた幅広い団体が公の施設の管理運営を担うことが可能とありますが、9行目で高齢者いきいの家についても、民間事業者等が有するノウハウを活用することによりとあり、民間事業者等のみの表現をされていますが。

事務局 申し訳ございません。同じ表現にしますと、文章が長くなるので省略させていただきました。

委員 ここは大事なところですので。

会長 それでは、案件4「その他」について事務局よりお願いします。

事務局 次回の日程は夏ごろを予定しています。以上です。

会長 では、これにて閉会させていただきます。どうもありがとうございました。